

東京都石神井学園 職員倫理綱領

(平成 13 年 3 月 30 日策定)

21 世紀という新しい世紀を迎え、私たち石神井学園の職員は、子ども達一人ひとりの個性を尊重するとともに、人間としての尊厳を重視し、次世代を担う子ども達の健全な育成と自立援助のために、新たな支援のあり方の実現を目指し、誠実に実行することを誓います。

第1条 〔権利の擁護〕

私たち職員は、子ども達をいかなる理由（出自、性別、年齢、性格、行動、その他）によっても差別せず、その基本的人権を尊重し、かつ擁護していきます。

第2条 〔自由と平等〕

私たち職員は、すべての子ども達は自由であり、また権利においても平等なものとして、その生活を守っていきます。

第3条 〔自己決定〕

私たち職員は、権利の主体者である子ども達一人ひとりと共に暮らし、その自己実現を援助すると共に、子ども達自ら判断し決定できる場と機会を保証します。

第4条 〔プライバシーの尊重〕

私たち職員は、子どもの快適な生活を守るために、子ども達一人ひとりのプライバシーを尊重するとともに、秘密の保持に努めます。

第5条 〔安心できる生活〕

私たち職員は、子ども達に対して高圧的、乱暴な言動（嘲笑、からかい、考えの押しつけ、無視、命令的、決めつけ的言動、権威的態度、体罰等）をせず、一人ひとりが安心して誇りを持って暮らせる施設の実現に努めます。

第6条 〔地域とのかかわり〕

私たち職員は、子ども達が社会の一員として生活していけるよう、地域社会の理解と協力を得ながら、社会参加、交流の促進を図るとともに、私たちの専門知識、技術を提供することにより、地域社会全体の福祉の向上に資するよう努めます。

第7条 〔専門性の向上〕

私たち職員は、信頼に基づく人間関係を築きながら、子ども達一人ひとりの自立を援助することを目指し、研修および相互学習と相互批判を通じて、常に専門知識の習得と技術の向上に努めます。